

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等 の一部を改正する法律案の概要

1. 参入・増車規制・供給量の削減措置（特定地域特措法改正）

(1) 特定地域

- 国土交通大臣は、特定の地域について、「供給過剰である」等の要件をみたすときに、運輸審議会に諮問の上、特定地域を指定することができる。
- 新規参入・供給輸送力の増加を禁止する。
- 協議会は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、供給輸送力の削減(減車又は営業方法の制限)について定めた特定地域計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 供給輸送力を削減しない事業者等（アウトサイダーを含む）に対し、運輸審議会に諮問の上、営業方法の制限を命ずることができる。

(2) 準特定地域

- 国土交通大臣は、特定の地域について、「供給過剰となるおそれがある」等の要件をみたすときに、準特定地域を指定することができる。
- 新規参入の許可要件に、「供給過剰とならない」ことを追加する。
- 供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可要件に、「供給過剰とならない」とこと及び「法令遵守の状況等が国土交通大臣が定める基準に適合する」ことを追加する。

2. 運賃規制（特定地域特措法改正）

- 特定地域・準特定地域では、国土交通大臣が運賃の範囲を指定することとし、事業者はその範囲内で運賃を定め、届出をすることとする。
- 国土交通大臣は、届け出られた運賃が、上記の運賃の範囲内にないときは、当該運賃の変更を命ずことができる。

3. 独禁法の適用除外（特定地域特措法改正）

- 認可を受けた特定地域計画及びそれに基づく行為について、独禁法の適用除外とする。

4. 労働条件の改善等（道路運送法改正）

- 一般旅客自動車運送事業者に、運転者の過労運転防止に必要な措置を講じることを義務づける。

5. 運転者及び事業者に対する適正化事業（タクシー特措法・道路運送法改正）

(1) 運転者に対する適正化事業（タクシー特措法改正）

- タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する。
- 指定地域における登録は、一定の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とし、指定地域以外の地域では、講習の受講のみで登録できることとする。
- 運転者に対する指導事業を行う「適正化事業実施機関」が指定される「特定指定地域」は、国土交通大臣が指定することとし、国土交通大臣の判断で特定指定地域を拡大できることとする。

(2) 事業者に対する適正化事業（道路運送法改正）

- 国土交通大臣は、旅客自動車運送適正化事業を実施する「適正化機関」を指定することができる。